

令和3年度浦安市青少年問題協議会議事録（要旨）

1. 開催日時

令和4年2月4日（金）午後1時30分～午後2時30分

2. 開催場所

消防本部 3階 多目的ホール

3. 出席者

（1）委員

内田悦嗣会長、野澤邦彦委員、小林章宏委員、坂田雅則委員、藤田朗委員、笠井和枝委員、榎本俊夫委員、助川浩一郎委員、日暮一正委員、森本健二委員、塩谷祐司委員、高木一郎委員、鈴木忠吉委員、河林邦朗委員、金子吉直委員、醍醐恵二委員、岡部浩委員

（2）説明者及び事務局

浦安警察署 生活安全課 筏井課長
教育委員会 生涯学習部 青少年センター 堀木所長
教育委員会 教育総務部 指導課 長野課長
健康子ども部 青少年課 小泉課長補佐、三室係長、湊、蓮沼

4. 次第

（1）開会

（2）会長挨拶

（3）議題・報告事項

議題1. 令和3年中における少年非行等の状況について

議題2. 青少年センターの補導・相談状況について

議題3. ネットパトロールについて

議題4. コロナ禍でのいじめ・不登校等の現状について

（4）その他

（5）閉会

5. 議事概要

議題1 令和3年中における少年非行等の状況について

○説明者：浦安警察署 生活安全課

令和3年中における少年非行等の状況について、資料に基づき非行少年等の検挙及び補導人員、また刑法犯少年検挙の状況及びその構成比等の説明を行った。

○質疑応答

委員：粗暴犯とはどのようなものか。

説明者：粗暴犯とは、暴行や傷害のこと。

委員：表内の触法少年の刑法犯について、状況を教えてほしい。また、この触法少年の刑法犯には、浦安市以外の青少年も含まれているのか。

説明者：触法少年の刑法犯の例としては、罪に問えない14歳未満の青少年に対して、万引き等をした場合に親へ注意を促すことや、悪質であれば児童相談所へ通告することが該当する。

また、触法少年の刑法犯の対象は、浦安市で犯罪となる行為を行った14歳未満の青少年である。

居住地を問わず、浦安市内で犯罪行為や補導行為を行えば、管轄である浦安警察署が対応する。

委員：浦安署の触法少年の件数が、令和2年0件で令和3年13件となっているのは何か理由があるのか。

説明者：特段理由はない。検挙件数となるため、システム登録の関係から統計上は令和3年13件となっているが、うち4件は令和2年に発生したものの。

委員：不良行為少年の行為内容と、主な発生場所を教えてほしい。

説明者：不良行為の内容は、6歳から18歳までの青少年が午後11時以降の正当な理由なく徘徊している場合、深夜徘徊となる。その他として、喫煙も多く、この2つで不良行為の8割以上を占めている。

また、場所については、舞浜周辺が多くなっている。特にテーマパークの周辺道路は、景観がよく、青少年に限らず車で訪れ徘徊する状況が見受けられる。

議題2 青少年センターの補導・相談状況について

○説明者：教育委員会 生涯学習部 青少年センター

青少年センターの補導・相談状況について、資料に基づき市内パトロール実績や補導状況、相談状況等の説明を行った。

○質疑応答

委員：相談状況のなかで、「いたずら・無言等」とあるが、どのような内容か。また、青少年センターではどのように対応しているのか。

説明者：いたずらについては、女性の相談員に対して卑猥な言葉を投げかけるようなことがあった。無言については、何もしゃべらないで終わっている。対応については、相談として話を聴くことを重要視している。

議題3 ネットパトロールについて

○説明者：教育委員会 生涯学習部 青少年センター

青少年センターのネットパトロールについて、資料に基づき実績や状況等の説明を行った。

○質疑応答

会長：資料には、Twitter や Instagram、YouTube 等が記載されているが、その他にも無料で使えるアプリが、少し調べただけでも 50 以上出てくる。その中には画像が送れるものや通話ができるものもある。このような状況からすると、ネットパトロールで見えないもの、把握できないものも数多くあり、実数は資料の件数の 10 倍から 20 倍あると思ったほうがよい。例えば、ゲームをしながら会話ができるアプリを使い、性犯罪に誘い込むケース等もある。

また、大人が思っている以上に、子どもは相当の知識を持って、SNS やアプリを使用している。大人の常識で判断すると見落とししてしまうので、注意が必要である。

市としては、様々な面において、対応していかなければならないと考えている。

委員：リスクレベル2が9件となっているが、学校種別では、どのような問題行動であったか教えてほしい。

説明者：リスクレベル2の例としては、中高生が道路の真ん中に寝そべっている、電車のホームに足を出して座っている等の投稿であった。また、アルコールを飲んでいる写真はなかったが、画像にアルコール飲料及びタバコが写っていたケースがあり、この場合は、該当する学校に情報提供をし、対応をしてもらった。

小学校に関しては、学校に対する誹謗中傷の投稿があり、子どもの投稿ではなく、保護者の投稿となっている。

会長：インターネットに関する問題は、市としても重要な課題として認識しており、積極的に取り組んでいかなければならないと考えている。

議題4 コロナ禍でのいじめ・不登校等の現状について

○説明者：教育委員会 教育総務部 指導課

コロナ禍でのいじめ・不登校等の現状について、資料に基づきいじめの認知率及び解消率、不登校人数等の説明を行った。

○質疑応答

委員：このコロナ禍で、学校や家庭に悩んでいる子どもが、インターネットへ現実逃避する傾向にあると感じている。そのような子どもに対して学校の先生だけでなく、行政と地域、市全体としてケアに関わることが必要と考える。

会長：地域で子どもたちをどのように育てていくか、地域がどのような受皿になるかが重要になると考えている。ぜひとも、この場にお集まりの青少年問題に関わる方々の力をお貸し頂きたい。

また、市民、とりわけ大人たちが、それぞれの地域の中で、どのように子どもと関わるができるのか、関わっていくべきか等、市としても啓発や対応に取り組んでいく。以前は、近所に住む大人たちが子どもたちを叱り、慰め、育ててきた。しかし、近年では、地域のつながりの希薄化やSNSの利用等により、お互いの顔の見えない状況が見受けられる。こうした様々な要因を総合的に考えて、市としても取り組んでいく。

委員：パソコンやスマートフォンの使い方を、子どもと保護者に啓発していただきたい。

説明者：SNSの利用については、各中学校の生徒代表を集めて、SNSルールを自ら考え作成し、自分たちが決めたルールを自分たちで守るということを啓発している。また、啓発用のクリアファイルを作成し、小学校6年生から中学校3年生に配布している。

さらに、リテラシー教育については、各小中学校で外部講師を招いて講習会を実施している。この講習会は保護者も参加が可能となっており、家庭内でのネット利用のルール作りにも、役立ててもらっている。

以上で、令和3年度青少年問題協議会は閉会した。